

## 愛媛大学医学部及び大学院医学系研究科毒物及び劇物の取扱要領

平成16年4月1日  
制 定

- 1 この要領は、国立大学法人愛媛大学化学物質管理規程に基づき、毒物及び劇物(以下「毒劇物」という。)の取扱いについて必要な事項を定める。
- 2 管理責任者及び取扱責任者
  - (1) 管理責任者は、医学専攻・看護学専攻の講座主任、附属施設の長及び運営部長をもって充て、研究科長が委嘱する。
  - (2) 取扱責任者は、医学専攻・看護学専攻の講座主任が指名した者(看護学専攻は薬品を取り扱う教員)、附属施設の長及び運営部長が指名した者をもって充て、研究科長が委嘱する。
- 3 事故防止等
  - (1) 管理責任者は、次の事項に留意し、毒劇物の取扱いに係る事故防止に努めなければならない。
    - イ 毒劇物の購入は計画的に行い、保管期間の短縮や在庫の少量化に努めること。
    - ロ 毒劇物の盗難及び紛失並びに保管設備の倒壊等の事故防止に努めること。
  - (2) 取扱責任者は、管理責任者の指示に従い事故防止に努めるほか、毒劇物による保健衛生上の危害を未然に防止するため、所属職員及び学生に対し、安全な取扱方法等について教育及び訓練を実施すること。
- 4 保管方法
  - (1) 毒劇物を保管する保管庫、容器等は、当該毒劇物の性質に合致し、かつ、破損、腐食等の発生しにくい材質のものを使用すること。
  - (2) 保管庫は、毒劇物の使用する場所等その状況に応じ必要な個数を用意すること。
  - (3) 保管庫は、施錠設備のある部屋に置き、常時施錠のできる堅固なものを使用すること。
  - (4) 保管庫は、壁、柱等に固定するなど転倒防止の措置を講じ、併せて、保管庫内の毒劇物の容器が落下し、又は接触して破損することを防止するための措置を講じること。
  - (5) 保管庫の扉は、必ず施錠すること。
  - (6) 毒劇物は、容器の蓋等を密栓して保管すること。
  - (7) 毒劇物の性質上、混合又は接触により発火、爆発、有毒ガス等の発生のおそれがあるものについては、それぞれ別の棚かコンテナに収納すること。
- 5 毒劇物の表示
  - (1) 毒劇物の専用保管庫には、外部から明確に識別できるよう「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の文字を表示すること。
  - (2) 毒劇物の容器及び被包には、外部から明確に識別できるよう「医薬用外」の文字及び毒物については、赤地に白色「毒物」の文字を、劇物については白地に赤色で「劇物」の文字を表示すること。

## 6 使用上の注意事項

- (1) 使用する毒劇物及び生成物の性状が発火性・爆発性のあるものについては、その取扱いに十分留意し、危険性の高い実験等を行うときは、あらかじめ次のような防護手段を講じ、万全の準備をして行うこと。
  - イ 生成物が危険物質であると予測される場合は、あらかじめ少量で実験等を行うこと。
  - ロ 火災又は爆発のおそれがあるときは、消火器、乾燥砂等適切な消火器具を用意すること。
  - ハ 毒性物質を使用するときは、ゴム手袋、防護マスク等を着用すること。
  - ニ 爆発若しくは火災の発生又は急性中毒の生ずる可能性のある実験は、単独では行わないこと。

## 7 購入

- (1) 毒劇物の購入は、必要最小限の単位、数量で行うこと。
- (2) 毒劇物の購入は、当該部署に保管場所及び保管庫の整備が完了しない限り、行うことができない。
- (3) 毒劇物の購入は、物品請求書を他の物品等とは区別すること。
- (4) 取扱責任者は、毒劇物を購入したときは、毒劇物受払簿(別紙様式第1号)に記帳すること。

## 8 数量管理

- (1) 数量は、原則としてグラム単位又はミリリットル単位とし、やむを得ないときは、最小購入単位(1本、1箱等)での管理とする。
- (2) 取扱者は、毒劇物を使用したときは、毒劇物受払簿(別紙様式第1号)に必要事項を記入すること。
- (3) 取扱責任者は、購入時及び定期的に在庫量の点検を行うこと。

## 9 廃棄等

- (1) 不用になった毒劇物の廃棄処分は、年2回行うものとし、時期及び処分方法については経営管理課と協議の上、行うこと。
- (2) 空容器を処分するときは、保健衛生上の危害が生ずるおそれがないように措置しなければならない。

## 10 火災、盗難及び飛散等の発生時の対処方法

- (1) 毒劇物を取扱中に火災が発生したときは、取扱者は直ちに実験等を中止し、初期消火に努めるとともに、次の措置を講じること。
  - イ エネルギーセンターへ火災の発生を通報すること。
  - ロ 取扱中の火気の後始末及び消火の確認を行うこと。
  - ハ 取扱中の毒劇物を保管庫等へ収納すること。
  - ニ 混合すれば発火するおそれがある毒劇物を取扱っているときは、毒劇物の混合を防止する措置をとること。
- (2) 毒劇物の盗難等が判明したときは、直ちに管理責任者に報告すること。
- (3) 管理責任者は、自ら又は取扱者が毒劇物の取扱中に盗難又は飛散等による危害が生ずるおそれが発生したときは、速やかに研究科長に報告するとともに、危害を防止す

るための必要な応急措置を講じ、毒劇物事故等報告書(別紙様式第2号)を提出すること。

11 その他

この要領に定めるもののほか、毒劇物の取扱いに関し、必要な事項は、研究科長が別に定めることができる。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行し、平成16年11月16日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月4日から施行する。



平成 年 月 日

毒劇物事故等報告書

研究科長 殿

部署名

管理責任者 印

取扱者名 印

毒劇物の管理に際し、下記のとおり盗難等又は飛散等による危害を生ずるおそれが発生しましたので報告します。

記

1 概 要

2 発 生 日 時

3 発 生 場 所

4 毒 物 の 種 類

5 発生後講じた措置

6 今後の事故等防止対策

7 そ の 他